



特別寄稿

初年次教育の悩み

田口 勉

今年度、法学部1年前期に配当されている「FYS」と「民事法入門」を担当しましたが、法学の初学者に最初に何を教えるべきなのか、悩みは深まるばかりです。私の恩師である高嶋平蔵先生のご論稿「基礎法学」(高嶋平蔵著『思想の中の民法学』(敬文堂 1997年) 所収) を参照しながら考えてみたいと思います。

悩みの第一は、民法などの実体法を学ぶためにその前提となる科目、すなわち実体法の理解のために事前に修得しなければならない内容(科目)は何かという点です。

高嶋先生によると、医学において臨床医学は生理学・病理学などの基礎科目が前提であり、また経済学においても経済原論が経済政策などの基礎科目であり、事前に履修すべき基礎科目は明白です。

他方、一般に法学部のカリキュラムでは基礎法として法哲学・法史学・法社会学などが置かれています。法哲学は法がいかにあるべきかを考察し、法的な実践に指針を与えて、批判をするものです。これに対し実定法学は社会規範として様々な法制度を設け、これを運用するというきわめて技術的な性格を有します。確かに法哲学は実定法学を理解するために有益ですが、医学や経済学のようにこれを理解しなければ実定法が理解できないという関係はありません。法哲学が実定法学修得の前提であるとは必ずしも言えないのです。法史学や法社会学も同様です。ただ先生は、最近、法哲学の方からとりわけ正義論において実体法への接近が試みられることに注目されます。そこでは実際に機能する法制度を思考しながら、価値の根源を探ろうと試みられています。

以上が高嶋先生の考察の概要です。先生が注目された正義論と言えば、マイケル・サンデル教授が思い浮かびます。TVで放送された「白熱教室」は面白かったですね。確かにサンデル教授の正義論はFYSなどで最初に取り上げる意義がありそうです。そのテーマ設定と教授方法は有益です。しかし、懸念もあります。正義論では異なる価値が直接衝突します

が、実定法での解決はあくまで法制度(法規範)の技術的な操作(解釈)によって図られるのであり、価値それ自体はその背後に退きます。法技術をまだ知らない初学者には異なる価値の衝突は理解しやすいでしょうが、実定法の問題解決方法からは違いどころにあります。そうすると、正義論も初学者に実定法の基礎を理解させるという点では不十分か、あるいは誤解を生じさせる危険性すらあります。

悩みの第二は、法学の初学者向けの「法学」あるいは「法学概論」で何を教えるべきか、という点です。高嶋先生は、穂積陳重が法学通論は「法律学の大体を教える学科」と考えていたことを紹介され、経済原論のように独立な、統一的な内容や役割をもつことがなく、法学を学ぶための入門であり、手引きにほかならないとされております。さらに、このような事情は医学でも同様で、医学概論は必ずしも医学教育にとって必須とは認められておらず、その内容も十分に統一されていないことです。法学概論の内容も様々であり、一般に法学概論で取り上げられるテーマ、たとえば法の本質、法と道徳との関係、一般法と特別法との関係、法の歴史、法の分類など実定法学习にとってどのような意味があるのかを意識して教えることにより、法学概論も基礎法学に近づくことが可能だとされます。

以上から、どうも私の悩みは物事を体系的に考えるべきであるという固定観念に捕らわれている点にも原因がありそうです。法学概論はあくまで「大体」でよいのです。各人各様の法学概論があるというわけです。したがって、今後の課題は「民事法入門」を少しでも基礎法学に値するような内容に高めていくことです。しかしこの課題は、これまでの経験から「言うは易く行うは難し」です。

(法学部教授)

